9月10日は屋外広告物の日

られます。みんなが快適に過ごせる街にするため、ルールを守りましょう。 街に活気をもたらす屋外広告物。しかし、危険な設置、迷惑な設置、景観を害する設置なども見



屋外広告物とは

屋外広告物は、「常時または一定の屋外広告物は、「常時または一定の原料で公衆に表示されるまの」です。個人や法人の名称、商品まの」です。個人や法人の名称、商品期間継続して屋外で公衆に表示される事。

なぜルールが必要なの

条例を定めています。と外広告物にぎわいをもたらしてくれます。したのでで、岐阜県は広告物があります。そこで、岐阜県は広告物があります。そこで、岐阜県は広告物が適正に掲示されるよう、屋外広告物は、身近な情報源として屋外広告物は、身近な情報源として

基本ルールその1

許可申請の手続きが必要

請の手続きが必要です。例えば、「の屋外広告物を設置する場合は許可申

以下であれば必要ありません。(複数あるときは全ての合計)が10㎡内に表示する場合で、表示面積の合計内に表示する場合で、表示面積の合計内に表示する場合で、表示面積の合計です。ただし、自己の店舗などの敷地です。

基本ルールその2

表示面積や高さに制限

してください。 を外広告物の種類や高さに制限がありまって、表示面積や高さに制限があります。

基本ルールその3

岐阜県知事の登録が必要

てください。
を外広告業を営むには専門的な知識を外広告業を営むには専門的な知識を対しません。
というでは、

というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、

というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、

というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
というでは、
と

基本ルールその4

遅反屋外広告物は撤去

問合先 都市計画課